

基本補償

1 火災・落雷・破裂・爆発



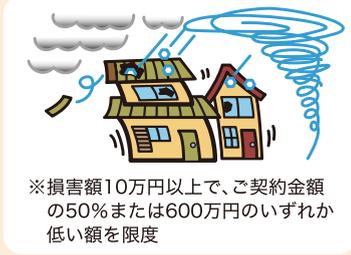
2 物体の落下・衝突・倒壊



3 盗難などによる破壊行為



4 風災・ひょう災・雪災



5 水濡れ



6 持ち出し家財の損害



| よくあるご質問 | | お支払いの対象となる事故例 | お支払いできない例 |
|------------------------|------------------------------------|--|---|
| 火災 | 火災によって建物や家財に損害が生じたとき | ご加入中の契約建物から出火した場合のほか、近隣からの類焼や消火活動に伴う放水、破損なども対象となります。 | タバコで畳を焦がした、アイロンで衣類を焦がした場合などは火災に該当しないためお支払いできません。 |
| 落雷 | 落雷により電化製品などに損害が生じたとき | 落雷による損害は、対象物に直接落雷して破損した場合のほかにも、付近への落雷で生じる異常電流によって電化製品等が故障した場合も対象となります。 | 破損したものをすでに処分してしまった場合などは、損害や故障の原因が確認できないためお支払いできません。 |
| 風災・雪災 | 台風などによる風災や雪災などの自然災害で建物や家財に損害が生じたとき | 当組合が認定する損害額が10万円以上の場合にお支払い対象となります。 | 老朽化による雨漏りや吹込みによる損害、瓦屋根などの凍て割れ、水道管などの凍結による被害はお支払いの対象となりません。 |
| 水濡れ | 給排水設備に生じた事故によって水濡れ被害が生じたとき | 水濡れによってクロスや畳、その他家財などに水濡れ被害が生じた場合は対象となります。(20万円限度) | 給排水設備自体の修理費や原因調査費用は対象となりません。また給排水設備自体の老朽化や単なる雨漏りが原因の濡れ損害はお支払いの対象となりません。 |
| 盗難などによる破壊行為 | 盗難やイタズラによって建物や収容物が壊されたとき | 壊された建物ガラスや家財などの器物損壊・汚損がお支払い対象となります。 | 現金や貴金属類の盗難、自転車の盗難など盗まれた被害物についてはお支払いの対象とはなりません。 |

(注) 上記内容は例示であり、ご契約いただいている内容や共済目的によっては「お支払いの対象となる事故」に該当しない場合がございます。詳しくは「契約証書」および「火災共済約款」をご覧ください。当組合までお問い合わせください。

もしもの火災に大きなあんしん



京都共済



市民共済

京都共済協同組合

☎0120-38-0521

京都市民共済生活協同組合

☎0120-25-0681

共済金のご請求について

～ご請求の流れやお支払い事例のご案内～

1. 事故のご連絡

事故により共済の対象に損害が発生した場合には、当組合（または組合相談所）に遅滞なくご連絡ください。（事故のご連絡が遅れると、共済金をお支払いできない場合があります。）



【ご連絡の際に確認させていただく内容】

- ①証書番号、契約者名、ご住所、対象所在地、ご連絡先など
 - ②事故日時、事故原因、損害の状況、修理の有無、他の保険契約の有無など
- *契約証書を紛失・焼失された場合は当組合までお問い合わせください。



2. 損害状況等の確認（損害調査）

共済金の適切なお支払いのため、事故原因や損害状況の確認調査を行います。
*当組合が委託する専門の調査会社が同行する場合がございます。
*事故の内容によっては共済金請求書類をご送付いただく場合がございます。



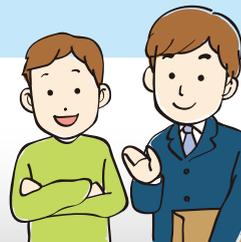
【共済金請求書類の例】

- ・共済金請求書（当組合所定のもの）・事故証明書類（罹災証明書、交通事故証明書など）
- ・修理費用を確認する書類（修理見積書など）・損害が確認できる写真（修理される前の写真）など



3. 請求書類の提出

ご請求内容や損害調査の結果を確認し、お支払いする共済金についてご説明いたします。
*ご請求の内容によっては、お支払いできない場合もございます。
*共済金のご請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。



4. 共済金のお支払い

ご指定の口座に共済金をお支払いした後、「共済金支払明細書」をお送りいたします。

【保険金（共済金）が使えるという住宅修理契約トラブルについて】

**ご注意
ください!**

独立行政法人国民生活センターによりますと、訪問販売により「火災保険で家の修理ができる」「無料で調査して保険申請も手伝う」といった勧誘で住宅修理工事を行った際のトラブル事例が多く寄せられているとのことです。（詳しくは国民生活センターホームページ内の「平成24年12月6日報道発表資料」をご覧ください。）

なかには見積内容の一部しか保険金を支払われず工事を断ったところ、保険金の50%もの解約料を請求されたケースもあるようです。

当組合はこのような事業者と一切関係はありませんので、住宅損害を受けた場合は組合員様ご自身で当組合へご連絡いただき、お支払いの対象となる事故かどうかあらかじめご確認ください。

*裏面もご参照ください。